

25. 近畿大学工学部同窓会学生部会規程

(平成 10 年 2 月 28 日)

(規程の根拠)

第 1 条 この規程は、近畿大学工学部同窓会規約第 2 条第 3 項および同細則第 4 条第 2 項に基づいて定めるものであって、本学生部会に関する事項については同窓会規約および同細則の規定のほか、この規程の定めるところによる。

(部会の名称)

第 2 条 本会は、近畿大学工学部同窓会学生部会と称す。

(組織)

第 3 条 本会は、同窓会規約第 5 条に定める準会員および特別会員をもって組織する。

(目的)

第 4 条 本会は、同窓会規約第 3 条に定める目的のほか、科学技術の高揚、ならびに学生と教職員との交流を主な目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究会等に関する事業、ならびに事業への参加および協力
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員構成および職務)

第 6 条 本会に次の役員をおき、その職務は次の通りとする。

- (1) 部会長 1 名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副部会長 2 名 部会長を補佐し、部会長に支障がある時は、その職務を代行する。
- (3) 部会幹事 若干名 本会運営委員会の委員として会務を分担する。
- (4) 会計 1 名 本会の会計を担当する。
- (5) 会計監事 2 名 本会の会計を監査する。
- (6) 研究会顧問 若干名 各研究会の指導または相談を担当する。
- (7) 研究会会長 若干名 各研究会を代表し、研究活動の責任を負う。

(役員選出方法および任期)

第 7 条 本会の役員は、次の方法により選出し、その任期は次の通りとする。

- (1) 部会長は、学生部長補佐が就任する。
- (2) 副部会長は、学科長のうちから部会長が委嘱する。
- (3) 部会幹事は、学部学科長会の推薦により特別会員および準会員のうちから部会長が委嘱する。
- (4) 会計は、学部学科長会の推薦により特別会員のうちから部会長が委嘱する。
- (5) 会計監事は、教授会の推薦により特別会員のうちから部会長が委嘱する。
- (6) 研究会顧問は、研究会長の意見を求め部会長が委嘱する。
- (7) 研究会会長は、各研究会会員の互選により部会長が委嘱する。

2 本会役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の補充)

第8条 本会役員に欠員が生じたときは、前条の選出方法を準用し、補充することができる。

(学生部会運営委員会)

第9条 本会に学生部会運営委員会（以下、運営委員会という）をおき、次の事項について審議し、決定する。

(1) 本会および研究会の予算および決算に関する事項

(2) 本会および研究会の事業に関する事項

(3) 各研究会の設置または解散に関する事項

(4) その他、本会および研究会に関する重要事項

2 運営委員会の委員は、部会長、副部会長、学生部会幹事（教員・職員・学生代表）、会計をもって構成し、必要に応じて研究会顧問、研究会長を加えることができる。

3 運営委員会の委員長は、部会長がこの任に就き、必要に応じ運営委員会を招集し、議長となる。

(研究会)

第10条 本会に研究会をおくことができる。

2 研究会をおくときは、所定の研究会設置申請書に会則（名称、目的、事業、会員構成、研究会費および役員構成とその選出方法等）および会員名簿を添え部会長に届け出て、運営委員会の承認を得るものとする。

3 研究会の設置認可に関する条件等については、運営委員会がこれを定める。

(会計)

第11条 本会の諸経費は、会費および補助金等をもってこれに充てる。

2 各研究会の経費は、本会より配分される毎年度予算をもってこれに充てる。

3 各研究会は、前項の予算のほか研究会会則に定めた会費を会員より徴収することができる。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および事業報告)

第12条 各研究会は、毎年度の事業計画案および事業報告を運営委員会に行い、その承認を得るものとする。

(予算および決算報告)

第13条 各研究会は、毎会計年度の収支予算案および決算報告を運営委員会に行い、その承認を得るものとする。

2 決算報告には、会計監事の監査報告書を添付するものとする。

附 則

1 本会の事業計画案および事業報告ならびに収支予算案および決算報告を学生部会運営委員会の意見を添えて、関係する同窓会委員会に行うものとする。

2 本会規程の制定、改廃および変更は、工学部学生委員会の承認を経て、工学部教授会に報告する。

3 本規程は、平成10年2月28日から施行する。